

八戸市農業委員会 7 月総会議事録

日時：令和 7 年 7 月 10 日（木）午後 2 時 30 分

場所：八戸市公民館 1 階 講義室

出席委員

農業委員 19 名中 19 名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10 番 中村 正記 出	11 番 阿達 福壽 出	12 番 三浦 豊 出
13 番 田名部 浩 出	14 番 谷地 秀典 出	15 番 木村 武美 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 加藤 浩幸 出	18 番 籠田 悦子 出	19 番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 17 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 欠	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 欠
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 欠
13 番 梅津 孝敏 出	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 欠
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 欠	20 番 上明戸 桂 出
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 久保 昌広、事務局次長（農地 G L）中里 紀文、農政 G L 渡部 和文、
主幹 風張 陶子、主事 和山 翔紀、主事 栗村 朋佳、主事 大橋 康平
農業経営振興センター 主幹 小井川 健、主事 田中 野

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
久保事務局長	事務局の久保から御報告いたします。 本日は、鈴木推進委員、在家推進委員、下館推進委員、岩崎推進委員、松石推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。 次に、本日の議案のうち、議案第 27 号、令和 7 年度第 3 号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見につきましては、〇〇推進委員が当事者となっている事案がございます。 〇〇推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。
久保事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、西国彦推進委員の御発声に続いてお願いいたします。 【憲章唱和】
久保事務局長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。
会長	本日は、気持ちの良い風が吹いて仕事日和なのに、御出席をいただきましてありがとうございます。 皆様も感じておられると思いますが、報道も選挙も米に関わるテーマが話題となっております。そこで、この米騒動を受けまして、今日の協議案件で「持続的な米生産について語る会」の開催について説明したいと思いますので、御協議の上、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事につきまして、慎重に御審議くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、御手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、13 番 田名部 浩 委員、14 番 谷地 秀典 委員の両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 26 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可につ

会長

いてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

三浦推進委員

三浦から報告いたします。去る 6 月 27 日、坂下農業委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 36 番と番号 37 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 36 番

はじめに、番号 36 番について報告いたします。

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありますが、受人がこれまで賃貸借で借りており、今回の申請で所有権を有する予定となるもので、解約の手続きは不要となります。申請地における受人の耕作計画は、桃です。申請者の過去３年間にける農地の取得・売却事例は、いずれもありません。通作距離は約 500m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地ありです。農業経験は 12 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 2 人、女 1 人で、うち農業専従者は女 1 人、兼業者は男 2 人です。農機具保有状況は、トラクター 2 台、田植機、スピードスプレイヤー、コンバイン、軽トラックを各 1 台所有しております。

3 条 37 番

続きまして、番号 37 番について報告いたします。

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は親子です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、トマト、ピーマン、桃、栗です。申請者の過去３年間にける農地の取得・売却事例は、いずれもありません。通作距離は約 5 m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 6 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 2 人で、うち農業専従者は女 1 人、兼業者は男 1 人、女 1 人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラックを各 1 台所有しております。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

谷川推進委員

続いて谷川から報告いたします。去る 6 月 27 日、坂下農業委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 38 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 38 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親子

です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ぶどうです。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例は、受人が令和 7 年 6 月に畑を規模拡大のため取得しております。通作距離は約 20m、耕作道は、田んぼについてはありませんが、隣接している受人所有地を通じて耕作予定とのことです。受人の耕作地について、字鳩田向のみ無し、農地集団化あり、宅地化について、面積 9,180 m²の樹園地及び面積 6,602 m²の樹園地のみ無し、休耕地・山林地について、字鳩田向のみ有りです。農業経験は 30 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 2 人、女 2 人で、うち農業専従者は女 1 人、兼業者は男 1 人、女 1 人です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、自走動噴を各 1 台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

三浦推進委員

三浦から報告いたします。去る 6 月 27 日、谷地農業委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 39 番を調査してまいりました。資料 2 ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 39 番

調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、かぼちゃです。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 5 m、耕作道はありませんが、申請地に隣接する公衆用道路について、渡人を含む共有名義となっており、その持分 3 分の 1 について申請地と同時に所有権移転する予定とのことです。受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 20 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 1 人、女 1 人で、すべて兼業者です。農機具

は保有しておらず、手作業で耕作するとのこと。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

河原木推進委員

河原木から報告いたします。去る6月27日、谷地農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号40番を調査してまいりました。

賃貸人の住所、氏名、年齢及び賃借人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条40番

調査には、賃借人は代理人が、賃貸人は本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は、1年間の賃貸借です。申請理由は、賃借人は規模拡大、賃貸人は賃借人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、いちごです。賃借人は65歳以上ですが、孫が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約1.5km、耕作道あり、賃借人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、すべて農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、軽バス、畝立機、除雪機を各1台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 3

次に、日程第 3、議案第 27 号、令和 7 年度第 3 号八戸市農用地利用集積等促

会長

進計画案に係る意見についてを議題といたします。

それでは、農業経営振興センターから説明をお願いいたします。

田中主事

農業経営振興センターの田中から、議案第 27 号令和 7 年度第 3 号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを御説明いたします。

それでは資料の御説明にまいります。資料の 3 ページを御覧願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 14 件、使用貸借 4 件の計 18 件で、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 7 名、貸し手 18 名で、利用権設定面積は合計 72,203 ㎡でございます。

番号 1 番から資料 5 ページの番号 18 番まで、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として促進計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料記載のとおりでございます。

促進計画 1 ～ 3 番

番号 1 番から番号 3 番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、菜種及びにんにくを作付けするために 5 年間賃貸借するもので、賃借料は 10 a 当たり年間 6,500 円でございます。

促進計画 4 ～ 9 番

番号 4 番から資料 4 ページの番号 9 番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 4 番から番号 6 番までは 5 年間使用貸借するもの、番号 7 番から番号 9 番までは 5 年間賃貸借するもので、賃借料は 10 a 当たり年間 5,000 円でございます。

促進計画 10 番

番号 10 番、利用権の種類及び内容は、にんじんを作付けするために 9 年間使

	用貸借するものでございます。
促進計画 11～15 番	番号 11 番から資料 5 ページの番号 15 番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 11 番は 10 年間、番号 12 番から 15 番は 4 年間賃貸借するもので、賃借料は、番号 11 番は 10 a 当たり年間 7,500 円、番号 12 番から番号 15 番は年間 7,600 円でございます。
促進計画 16 番	番号 16 番、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために 4 年間賃貸借するもので、賃借料は 10 a 当たり年間 5,000 円でございます。
促進計画 17 番	番号 17 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 16 年間賃貸借するもので、こちらは農地中間管理機構関連農地整備事業関連農地のため、出し手と受け手が同一となっているものです。
促進計画 18 番	番号 18 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 5 年間賃貸借するもので、賃借料は 10 a 当たり年間 10,000 円でございます。 県による公告年月日は、令和 7 年 9 月 29 日を予定しております。 以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御異議なしと認めます。 よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

会長

次に、日程第 4、議案第 28 号、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

谷地委員

議案第 28 号、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、谷地から報告いたします。去る 6 月 27 日、午前中は現地確認、午後は市庁別館 7 階会議室 A において、坂下委員と調査してまいりました。資料の 7 ページをお願いします。

4 条 2 番

転用事業者の住所、氏名及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、代理人が出席しました。転用目的は、住宅 1 棟建築です。実施計画は、令和 7 年 7 月 31 日から令和 7 年 12 月 1 日までを予定しております。資金調達計画は、自己資金と借入資金と父親からの資金提供です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は寺の上遺跡内ですが、令和 7 年 4 月 28 日に届出済み、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の駐車場部分を砂利敷きします。排水については合併浄化槽と浸透枳を設置し、処理します。立地条件は、八戸市立是川小学校から南側約 400m に位置し、畑、雑種地に囲まれ、県道に接続しています。農地区分は第 3 種農地です。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございません

か。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 5
会長

次に、日程第 5、議案第 29 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

谷地委員

議案第 29 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、谷地から報告します。去る 6 月 27 日、坂下委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 8 番を調査してまいりました。資料の 9 ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

5 条 8 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。態様別は、売買です。転用目的は、資材置場です。実施計画は、令和 7 年 8 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日まで予定しております。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、全体を盛土及び砕石を敷きます。雨水については申請地に隣接する既存の排水路に放流します。立地条件は、八戸市立多賀台小学校から西側約 1.4 k m に位置し、田、雑種地に囲まれ、受人所有の雑種地を通じて県道に接続しています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、長期間休耕していたことにより地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

	以上で、報告を終わります。
坂下委員	坂下から報告します。去る 6 月 27 日、谷地委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 9 番を調査してまいりました。 受人及び渡人それぞれの住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。
5 条 9 番	調査には、両者ともに代理人が出席しました。態様別は、売買です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和 7 年 8 月 1 日から令和 7 年 10 月 30 日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、青森県立八戸商業高等学校から北東側約 650m に位置し、畑に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。 事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。 以上で、報告を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。 (なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 6

会長

次に、日程第 6、報告第 28 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

大橋主事

事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 6 月分でございます。資料の 11 ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 62～83 番

今回の届出は、資料 11 ページの番号 62 番から資料 19 ページの番号 83 番までの計 22 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、いずれも無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第 7

日程第 8

会長

次に、日程第 7、報告第 29 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について及び日程第 8、報告第 30 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

栗村主事

事務局の栗村から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の6月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の21ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条8番

番号8番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の23ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条59番

番号59番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条60番

番号60番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条61番

番号61番、転用目的は集合住宅2棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条62番

番号62番、転用目的は建売住宅3棟建築でございます。

5条63、64番

番号63番、番号64番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条65番

番号65番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条66番

番号66番、転用目的は建売住宅3棟建築でございます。

5条67番

番号67番、転用目的は駐車場でございます。

次ページをお開き願います。

5条68、69番

番号68番、番号69番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条70番

番号70番、転用目的は駐車場でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第 9

会長

次に、日程第 9、報告第 31 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

風張主幹

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 6 月分でございます。資料の 27 ページを御覧願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 24、25 番

番号 24 番と番号 25 番は、農地法第 3 条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 7 年 7 月 16 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(質疑等)

会長

御質疑等なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

(閉会 午後 3 時 14 分)